

令和 8 年 9 月 28 日

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害における「電話相談窓口」の設置について

この度の令和 8 年台風第 25 号に伴う災害の影響により、被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。

独立行政法人北方領土問題対策協会は、今般の災害による被害を受けられた方で、北対協融資をご利用の皆様および借入資格をお持ちの皆様に対しまして、下記のとおり「電話相談窓口」を設置いたします。

「電話相談窓口」の設置

窓口設置期間	令和 8 年 9 月 28 日から当面の間
設置場所および電話番号	札幌事務所 融資グループ 0 1 2 0 - 4 0 4 - 2 5 1 （通話料無料）
設置日時	平日 9:00 ～ 17:30
対象となる方	借入資格をお持ちで令和 8 年台風第 25 号に伴う災害の被害を受けられた方 （千葉県 15 市 8 町 1 村、東京都 1 町）

※ 個別の状況に応じてご相談を承ります。

以 上

＜本件に関するお問い合わせ先＞

独立行政法人北方領土問題対策協会 札幌事務所 融資グループ
門脇（かどわき）、関（せき）、中村（なかむら） 電話：0120-404-251